



小島国際法律事務所
東京都千代田区五番町 2-7
五番町片岡ビル 4 階 〒102-0076
Tel: 03-3222-1401 Fax: 03-3222-1405

ドイツ・ビジネス法 セミナー ～欧州投資・ドイツ投資を成功に導くために～



ご案内

本年 7 月初旬、日本と EU は、経済連携協定 (EPA) 交渉で大枠合意をし、今後も自由開放経済を力強く主導していくことを内外に宣明しました。昨年末、トランプ大統領の誕生や英国の EU 離脱 (Brexit) 等の保守化の波が世界を席卷するかに見えた中での朗報と言えます。意外にも、日本の対外直接投資残高において、EU は (米国に次いで) 第 2 位 (22.9%、34.8 兆円) の地位を占めており、今後も、人口 5 億人を抱える EU は、日本企業にとり魅力的な投資の destination であり続けることになると思います。

欧州投資を真剣に考えるとき、ドイツは常に、拠点設置の有力な候補地です。多くの日本企業がこれまでもドイツに拠点を設置しています。それは、ドイツが欧州の地理的中心にあること、また欧州最大の消費市場であり、外国企業に対して開かれていることなど、拠点とするにふさわしい多くの理由があるからだと思います。

しかしながら、他方で、ドイツの社会・経済・法制度は、歴史的に、高度かつ独自に発達してきたシステムであって、日本のそれらとは「似て非なるもの」です。ドイツへの投資・進出には、当地の制度への正しい理解と綿密な調査・準備が必要です。特に法制度は、日本法の多くがドイツ法を母法とし継受してきた歴史から、「組し易し」と安易に考えてしまいがちですが、ビジネスの成否を決するのは、いつも細部にわたる緻密な検討であり、ときに外部の専門家の声に耳を傾けることでもあります。

そこで今回、ドイツのホイキング・キューン・リュア・ボイテック法律・税務事務所 (デュッセルドルフ・オフィス) のジャパン・デスクとして長年日本企業のドイツ進出に携わってこられた金子浩永 (Hironaga Kaneko) ドイツ弁護士をお招きし、セミナーを開催することとしました。今回特に、ドイツ国内で最も多くの日本企業が進出している都市・デュッセルドルフが所在するノルトライン・ヴェストファーレン州の経済振興公社の日本法人 (NRW Japan K.K.) のご後援も頂いております。これから新規に進出を検討する企業だけではなく、すでに進出済みの企業にとっても、日本語による分かりやすい講義を聞く絶好の機会になると思います。

【セミナーの概要】

ドイツ・ビジネス法 セミナー

～欧州投資・ドイツ投資を成功に導くために～

日 時： 2017 年 9 月 14 日 (木) 13:30 開始 16:30 終了予定
場 所： アルカディア市ヶ谷 私学会館 (別紙案内図ご参照)
講 師： 金子 浩永 (ドイツ弁護士)、小島 秀樹 (弁護士・米国 NY 州弁護士)
参加費用： 無料
申込方法： 本要項を添付したメール本文に記載されている必要事項をご記入の上、当該メールに返信する形にてお申し込みください。
主 催： 小島国際法律事務所、Heuking Kühn Lüer Wojtek PartGmbH
後 援： NRW Japan K.K. (ドイツ NRW 州経済振興公社日本法人)



小島国際法律事務所
東京都千代田区五番町 2-7
五番町片岡ビル 4 階 〒102-0076
Tel: 03-3222-1401 Fax: 03-3222-1405

[プログラム]

- 13:30 – 13:35 ご挨拶
13:35 – 15:05 第 1 部 **ドイツで実際にビジネスを行う際に、
日本企業が陥りやすい間違いと留意点**
(ドイツ労働法、取引約款・所有権留保、
ドイツ有限会社法、代理商・販売店契約について)
(担当・金子ドイツ弁護士)
(休憩 15 分)
15:20 – 16:00 第 2 部 **日本法の弁護士から見た、日本法とドイツ法の相違点**
(担当・小島弁護士)
16:00 – 16:30 質疑応答

[講師紹介]

金子浩永(Hironaga Kaneko) (ドイツ弁護士) :

1969 年から駐在員である父親の仕事の関係でドイツ滞在、現地の
中学、高校、大学を卒業して 1988 年からホイキング・キューン・
リュア・ポイテック法律・税務事務所で勤務、1992 年からは共同
経営者、現在に至る。



小島秀樹 (弁護士、米国ニューヨーク州弁護士) :

小島国際法律事務所代表パートナー。早稲田大学法学部卒、
Southern Methodist University ロースクール (LLM)、
Georgetown University ロースクール (MCL) 卒、ドイツ
Heuking Kuhn Herold & Kunz (当時) で 2 年間勤務した経験
を持つ。

本セミナーに関するお問い合わせは下記までお願いいたします。ぜひご参加ください。
(なお、会場の都合上、先着順に受付し、ご希望者多数の場合、お断りする場合がございますことをご承
承ください。)

小島国際法律事務所

担当窓口 原科・松谷

Tel: 03-3222-1401 Fax: 03-3222-1405

Email: seminar@kojimalaw.jp

主催：小島国際法律事務所



Heuking Kühn Lüer Wojtek PartGmbB



後援：NRW Japan K.K. (ドイツ・ノルトライン・ヴェストファーレン州経済振興公社日本法人)

